

2020 年 2 月 25 日

長崎三菱信用組合

預金規定等の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定、ならびに「2020 年 4 月 1 日の民法改正」を見据え、下記のとおり預金規定等を改定いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定等の改定

当組合は、2018 年 2 月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020 年 4 月より、預金規定等を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的や、お客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

【主な改定の内容】

①「取引の制限等」条項の新設

当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合に、お取引の制限をさせていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。

②「解約等」の条項の一部追加

「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。

「普通預金規定」(抜粋)

●「取引の制限等」条項の新設

13. (取引の制限等)

(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求める場合があります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限す

る場合があります。

- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者の6ヶ月以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引を制限できるものとします。
- (6) 前5項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

●「解約等」条項の一部追加（下線部）

14.（解約等）

(2) ①②（省略）

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ （省略）

※以下の規定において同様の改定を行います。（条項番号は、各規定により異なります。）

【対象となる預金規定】

- ・ 当座勘定規定
- ・ 普通預金規定
- ・ 総合口座取引規定
- ・ 貯蓄預金規定
- ・ 納税準備預金規定
- ・ 通知預金規定
- ・ 定期預金取引規定（共通規定）
- ・ 定期積金規定
- ・ 積立定期預金規定
- ・ インターネット・モバイルバンキングご利用規定
- ・ ビジネスバンキングご利用規定
- ・ 保護預かり箱利用規定
- ・ 全自動貸金庫利用規定

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

2. 「2020 年 4 月 1 日の民法改正」を見据えた改定

【主な改定の内容】

①「預金者の後見人等の後見等の開始の際の届出に関する条項」の追加

成年後見人等ご本人について、補助・補佐・後見後見開始となった場合に届出を求める文言を追加しました。

②「各規程変更時の周知方法」の追加

規定を変更する場合のお客様への周知方法について追加しました。

「普通預金規定」(抜粋)

●「成年後見人等の届出」条項の一部追加（下線部）
8.（成年後見人等の届出） （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 （2）～（5）（省略）
●「規定の変更」条項の新設
21.（規定の変更） （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 （2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

※以下の規定において同様の改定を行います。（条項番号は、各規定により異なります。）

【対象となる預金規定】

- ・当座勘定規定
- ・普通預金規定
- ・総合口座取引規定
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・通知預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・定期積金規定
- ・積立定期預金規定
- ・インターネット・モバイルバンキングご利用規定
- ・ビジネスバンキングご利用規定
- ・保護預かり箱利用規定
- ・全自動貸金庫利用規定
- ・振込規定

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

③「定期預金規定等における中途解約制限条項」に関する改定

定期預金の中途解約に関する制限について明確化しました。

「定期預金共通規定」(抜粋)

●「預金の解約、書換継続」条項の新設(下線部)

2. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するとき、証書によるものは証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出して下さい。通帳によるものは当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(3) (以下、省略)

「自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー規定)」(抜粋)

●「利息」条項の一部変更(下線部)

2. (利息)

(1) ~ (2) (省略)

(3) この預金を定期預金共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(以下、省略)

※以下の規定において同様の改定を行います。(条項番号は、各預金規定により異なります。)

【対象となる預金規定】

- ・「自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)」
- ・「自由金利型定期預金規定(大口定期預金)」
- ・「期日指定定期預金規定」
- ・「積立定期預金規定」
- ・「定期積金規定」

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

3. 規定適用開始時期

2020年4月1日(水)